

## 寶金総長に要求書を出しました

# 年次有給休暇を申請通りに認めること 休憩時間を保証すること

年次有給休暇は労働基準法第 39 条によって付与が義務付けられている休暇で、職員に与えられた権利であり、職員が請求する時季に与えることとされ、付与しないことは認められません。

しかし、北海道大学病院の看護師等から、年次有給休暇を申請しても取得できない、申請さえ厳しい、昼休みを満足に取れなくて体調を壊した、等の訴えがきています。

つきましては、北海道大学教職員組合は以下を要求いたしますので、3月17日までに要求事項への対応を回答願います。

## < 要 求 内 容 >

1. 年次有給休暇を申請通りに認めること。どうしても時季変更が必要な場合は、具体的合理的な理由と取得可能な日程を明示すること。
2. 就業規則に定められた休憩時間を保証すること。
3. 年次有給休暇や休憩時間を保証するための人員確保、業務の見直し等必要な措置を講ずること。
4. 労働組合法をはじめ労働諸法令の遵守し、労働組合法で禁止する不当労働行為を起こさないこと。

## 組合に入って労働環境を改善しましょう！

2023年2月21日

# 北海道大学教職員組合

☎011-746-0967

✉ [kumiai@hokudai-shokuso.sakura.ne.jp](mailto:kumiai@hokudai-shokuso.sakura.ne.jp)



メールアドレス ホームページ